

立命館大学法学部ニューズレター

第24号



Newsletter

The Faculty of Law Ritsumeikan University

目次

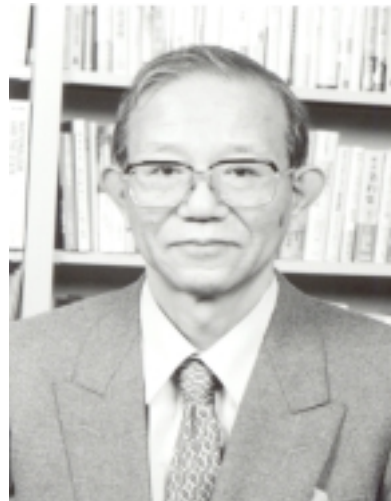
「未来を信じ未来に生きる」とは	中谷猛
- 定年退職にさいして - 公法学会報告を終えて	市川正人
秋季学会報告 - 民科学会報告を終えて -	吉村良一
秋季学会報告	宮井雅明
2000年度の日韓共同研究の概要	松宮孝明
新たなスタートを目前にして	豊田兼彦
旅立ちに際して	奥谷健

「未来を信じ未来に生きる」とは - 定年退職にさいして -

中谷 猛

月日は百代の過客にしてゆきかう人もまた旅人なり。自らの来し方を顧みるとき、おのずと芭蕉のこの一文が脳裏にうかんできた。人を「旅人」として捉えること自体西洋の発想とは違うと思いつつ、霧にかすむ思い出の森に通じる小径を辿ると、広小路の学舎が立ち現れてくる。伝統を誇る法学部の政治思想史担当として着任（1975年4月）した頃のキャンパスにはいまだに学園紛争の余燼がくすぶっており、学生自治会の選挙の時期は緊張感がただよっていた。地方の国立・私立大学でもイデオロギー的に対立する学生運動の影響はあったものの、前任校は小規模の工科系私立大学であったせいか学生も教員ものんびりした雰囲気の中で生活していた。ここに来て、自らの精神的弛緩の問題に改めて気付いた。後にわたしは新しい職場でいわゆる学園紛争がこの大学にもたらした物的人的被害の甚大さに驚き、また渦中であって問題解決に全力を注がれた教職員の話を知り、折にふれて聞くことになる。酒席でそのときの模様を「武勇談」のごとく話された幾人かはすでに退職され、鬼籍にはいられた人もいる。

それぞれの大学にとって「質」の問題が論議される今日、幾多の貴重な教育の実績や大学行政の経験に蓄積されてきた研究業績の継承とがむすびつく形で最適大学（あるいは最適学部）のシステムが構築される必要がある。この必要性に思い至ると、わたしには住時の学園規模問題や大学像の形成といった熱気あふれた討論が蘇ってきてなつかしい。初めて聞く「75全学協確認」の言葉。学園に広がっていく特有の言葉に戸惑いながら、学部役職や全学の役職につく頃には次々と文書に出てくる新しい言葉（例えば、長計文書、学園創造など）が私の心を魅了したのは確かだった。学園構成員の一人として大学づくり



に参加しているという実感があったからだ。着任時の学部長は民法の乾昭三先生で、忙しい大学ですが頑張ってもらいたいと優しく言葉をかけられ、そのあとフランス関係の図書はあまりありませんがと断って、共同研究室の奥の薄暗い書庫に案内して下さった。板床と一部木製の書架の並んだ書庫は黴臭い気がしたが、いましばしば利用する修学館地下の電動式書架の書庫とは一味違う雰囲気を漂わせていたように思う。

わたしの担当した政治思想史は、前任者の渡辺一先生が他大学に移られ、しばらく欠員のまま補充がなく非常勤の先生によって講義がおこなわれていた。大学では75年以降大幅なカリキュラム改革が四年ごとの学費の見直しと並行しておこなわれたので、この科目の位置づけにも変遷（近代と現代に分割し2回生と3回生以上と回生に限定を設ける）があり、近代政治思想史が学部のコア科目として定着したのはごく近年になってからである。この科目が学部教育の基礎として受講生の法的政治的思考を鍛え、また歴史と人間の知的営みの重要性を伝える役割を与えられたことは意

義深い。もちろん昨今の学生諸君に概してみられる規範性の強い学問への軽視や思想の抽象性や難解性を回避する傾向に注目すれば、担当者に魅力ある講義をするための様々な工夫が求められることは当然であろう。かつてと比べれば、社会人の受け入れをはじめとして受講する学生の多様化が進んでいるのでいっそう教育へのエネルギーがいることはまちがいない。研究と教育のバランスをとりながら、かつ大学・学部行政にどのように関わっていくのか。振り返れば頭の痛い問題をかかえ悩みつつ、同僚とともに歩んできた感が否めない。

とはいえ、ここ15年ぐらいの間に大学の研究・教育の制度上の改善が徐々に進み長い目で見た場合、研究条件と学園の環境は好転したといってよい。内留・外留制度の充実、個人研究費の増額、担当こま数の厳正適用（実態としてこま数オーバーはある）など長く勤務してきた者には制度改革の実感は強い。一例を挙げれば、70年代には外留制度が整わず、「若手懇」を中心にして学部独自の醸金方式で留学希望者を募り送り出す制度の検討に着手し、80年代に入って実現の目処がついた。この制度によって早くして亡くなった哲学担当の木村先生と私には外国で一年間研究する貴重な機会が与えられた。また、ゼロックス複写機器の導入でもいち早く自前方式を工夫したが、このように他の学部在先が様々な改革を自らの力で切り開いていく誇らしい学部へのアイデンティティは一朝一夕に形成されるものではない。わたしの場合は、学部教育と研究への取り組み、また学部役職・各種の委員の経験を経て生まれた。例えば合宿を含む長時間の調査委員会のカリキュラム改革討議には、メンバー以外の同僚も参加し、それぞれの人柄の美点や短所が理解できるなか、ときには本気で立腹し、冗談を飛ばしまさに共有する時間に充足感を覚えたものであった。安藤次男先生（現在、国際関係学部）らとともに難しいといわれた2回生の基礎演習テキストの改定作業を始め、ウェバーの方法論文を入れるかどうか、国家論の論文

をどうするかなど連日話しあった。いまでも、2回生教育の問題が話題になると、そのときの情景と論議に個性を發揮した同僚の面々が浮かぶ。まさに学部をささえてゆくものは、個々の教員や職員の情熱と相互信頼である、この当たり前の実相が新鮮な光を放っている。ちなみに数次にわたる二部改革（現在の夜間主）では法学部は積極的に取り組み、二部調査委員会（当時は全学構成）と法教授会との間でそれぞれの提出した文書をめぐる意見調整と確定文書案の作成などに骨を折った。その過程をつうじて「法学部」のもつ存在感の大きさがよく理解できた。夜学校から出発した大学の精神がここに脈脈と継承されて制度改革の実現に如何なく發揮された、と思った。

一方、教育の面に目をむけると、かつて1・2回生に置かれていた基礎演習クラス（定員50人）がいまでは1回生（約35人）のみとなる。学部全体として教員数が増え、研究・教育に厚みがぐわわり、演習担当者数の飛躍的拡大にもつながった反面、授業内容の刷新や多様な入試業務の増大、大学院改革にともなう講義数の増大など個々の教員への教育と教務負担が加重されつつあるとの印象が私には強い。長い目で見れば、研究・教育諸条件が改善され、向上されてきたことは間違いない。とはいえ研究を促進し学部教育の充実を図る制度改革の論議に多くのエネルギーを学部の同僚ともども私も費やしてきた。理想の大学像を描くことは難しいことではない。その実現が無理でも到達目標としての制度的指標を掲げることは可能だと思われる。確かに私たちの不断の努力なしに制度的実現が為しえないことは明々白白であろう。「大学」とはやはり未完のプロジェクトと考えれば、そのプロセスを大切にす以外に早道はありえない。その点では「デモクラシー」と同様といってよい。私たちに求められているのはある種の気概かもしれない。もちろん制度構想なき精神論のみを説いているのではないことはわかってもらえるだろう。

このことで思いおこされる数人の学部の先

達、わたしにはこの先生方がお手本を示してくださったと感謝している。私学での研究と教育と行政の三本柱を大学での生活におき、研究業績をあげられつつ、常に真摯な態度で、要職に就かれたときも日頃と変わらず、淡々と用務をこなされ泰然と歩まれた。人にはおのずと風格が備わる。だれしも自己の利害に敏感な動きのなか利他をよりどころにより大きな私たちの共通の難題に立ち向かわれた姿に深い感銘をおぼえたのは私だけではない。

能力主義に支えられた専門技術主義は文明化過程の必然であり、大学自体がこの傾向を促進しているように思える。この傾向が社会の発展に寄与してきたことは疑いのない事実だとしても、高等教育機関としての大学はその弊害にも十分気づいているはずである。大学はユートピア社会ではない。現実社会にあって企業的制約条件と経営の論理は貫徹する。独創的で進取的な研究と質の高い教育を展開するための制度構築は先の論理との緊張関係のなかでしか生まれまいであろう。もちろん社会経済条件の変化の予測の困難さに加え、広く科学研究の性格と問題状況も大きく変化しつつある。こうした環境のもとに高い実用的知識をそなえた法律専門職の養成をめざすロースクール設置に期待がかかる。そしてこの実現に向けた動きが法学部の発展の基礎となることはまちがいない。一方、大学、とくに大衆化した大学の現在を考えると、知識の探究と幅広い教養を提供する学部教育のいっそうの充実がつねに追求されないと、

「法科大学院」の将来に重い課題を背負わせることになりかねない。望ましい法学部像とは何か。狭い専門技術主義に陥らない法学・政治学教育の形成にむけた学部像についてのコンセンサスが必要であろう。

長年法学部にいて学部にも大学にも寄与するところ少なかったが、多くの同僚に支えられ、また優れた先学に恵まれ研究と教育に従事できたことは私の大きな喜びである。表題につけた「未来を信じ未来に生きる」とは、立ち足かかる困難にたじろぐことなく歩み続け、学園の歴史を築いてきた人々の志といってよく、その一筋の歩みの跡をふりかえりつつ踏み固め、新たな道を切り開いていくことに他ならない。「未来」という巨大なキャンパスにどのような未来図が描かれるか。100周年を祝った私たち学部の責務は極めて大きいように思われる。残念ながら「老兵」は退かねばならない。

私としては人生という長旅に一つの区切りをつけ、次はもう少しのんびりした「旅」に出てみたい。それがどのようなものになるか。私自身楽しみにしている。ここに鬼籍に入られた天野和夫先生らを偲び、老いても凛として生活しておられる池田誠（中国近代政治史）・岡崎長一郎（行政学）先生を懐かしく思い、また普段大学での生活をともにしてきた同僚の皆さんへの感謝の念を伝えもって退職の言葉としたい。ありがとうございました。わたしの好きな詩歌のなかから一句を添えておきましょう。

学問は尻からぬける蛸かな 蕪村

（なかたに・たけし 政治思想史）

公法学会報告を終えて

市川正人

日本公法学会第65回総会は、昨年10月7日、8日の両日、慶応大学において、「変容する社会と司法」という統一テーマで開かれた。第1日目は全体会が開かれ、第2日目は「司法の機構」と「司法の作用」という二つの部会で報告・討論がなされた。私は、第2日目の午前に「司法の作用」部会において、「裁判へのアクセスと裁判を受ける権利」と題する報告を行った。この部会においては、私の報告のほか、「裁判外紛争処理（ADR）」（笹田栄司・金沢大学教授）、「『刑事』『民事』『行政』手法の流動化とそこでの『司法』の役割」（田村泰俊・東京国際大学教授）、「行政主体間の争訟と司法権」（村上裕章・北海道大学教授）といった報告もなされた。

<部会での報告>

わが国では、司法が国民から遠い利用しにくい存在であるため、紛争はなかなか司法の場に持ち込まれず、司法は本来扱うべき問題の二割程度しか処理できていないと指摘されており（「二割司法」）、今般の司法制度改革論議の中で司法（裁判）へのアクセスの改善が論点となっている。私の報告は、裁判を受ける権利の実質的保障という視点から、民事・行政事件における裁判へのアクセスの改善について論じたものである。

ところで、憲法32条の保障する裁判を受ける権利は、通常、権利・自由が侵害されたと考える場合に、裁判所に訴訟を提起し裁判を求める権利（民事・行政事件の場合）、および、裁判所の裁判によるのでなければ刑罰を科されない権利（刑事事件の場合）を意味すると解されている。「権利・自由が侵害されたと考える場合に、裁判所に訴訟を提起し裁判を求める権利」とは「裁判拒絶」を禁止するものであると解されているが、他方で、一般に、裁判所制度、裁判管轄権、訴訟要件、審級制度等についての極めて広い立法裁量が認められている。しかし、こうした理解の下

では、結局、裁判を受ける権利は、国会が樹立した訴訟制度の下で裁判を受ける権利にすぎないのであって、裁判所制度や訴訟法についての定めが国民による裁判へのアクセスを阻害していても、裁判を受ける権利の問題とは捉えられにくい。

しかし、まずは民事訴訟法学の側から、そして最近では憲法学の側からも、裁判を受ける権利をより実質的に捉えようとする有力な見解が提唱されており、私も、こうした見解を支持してきた。裁判を受ける権利は、民事事件に関しては裁判所において適正な手続による裁判を受ける権利であり、裁判所へのアクセスの実質的保障を含むと解されるのである。さらに、行政訴訟における裁判を受ける権利は、行政権による権利侵害に対する実効的救済の保障をも含むと解すべきである。また、裁判所に対してアクセスし、裁判において有効な主張・立証を行うためには、裁判に関する適切にして十分な情報を得る必要がある以上、裁判を受ける権利は、裁判に関する知る権利をも含まねばならないであろう。

私は、こうした裁判を受ける権利の実質的保障という観点から、裁判所へのアクセスの拡充にかかわる諸問題と弁護士等へのアクセスの拡充にかかわる諸問題とに分けて、司法制度改革審議会での検討動向に触れつつ論じた。また、その際、憲法違反になるか否かという面だけでなく、憲法の趣旨からしてどのようにするのが望ましいかといった面についても検討を加えた（憲法論には、憲法規範に違反していないか否かというレベルだけでなく、憲法の理念により適合するか否かというレベルもあるという私の主張については、立命館法学271・272合併号上巻所収の拙稿参照）。

裁判所へのアクセスの拡充にかかわっては、主として、訴訟費用（提訴手数料、法律扶助等）、裁判所の管轄と配置（特に取消訴訟における管轄）、裁判情報の公開を取り上

げた。弁護士等へのアクセスの拡充にかかわっては、例によって私の報告が所定の時間をオーバーしてしまったため十分論じることができなかつた。予定では、弁護士の増員と地域偏在への対応、弁護士の業務形態、弁護士報酬、弁護士情報の提供、法律業務独占の見直しについて論ずる予定であったが、詳しく述べることができたのは弁護士広告の自由化問題だけであった。

<部会での質疑>

第2日目の午後は、部会報告を受けて、さらに全体会で報告した宮崎良夫・東京経済大学教授(「『司法の担い手』論」)、渋谷秀樹・立教大学教授(「司法の現状分析 - 公法学の影響 - 憲法訴訟」)も加わり、討論が行われた。

私の報告に対しては、「裁判情報の公開は、確かにそれによって裁判を起しやすくなるということがあるという点では裁判を受ける権利に資するが、他方、裁判を受ける権利には自己の望む形で(すなわちプライバシーや営業秘密を犯されることなく)裁判を受ける権利が含まれていると思われる。この点をどう考えるか」、「訴訟に関する保険制度や弁護士報酬の成功報酬方式など、法律扶助のような公的制度以外のものの裁判へのアクセスに与える影響をどう評価するか」、という質問が出された。どちらも重要な論点であり、しかも、私が時間の関係で充分報告できなかつた点であつて、たいへん有意義かつありがたい質問であつた。おかげで私の報告内容を補充できたが、つい調子に乗って、「ジョン・トラボルタ主演の映画“A Civil Action”を見ることを薦めます」などと口がすべってしまった。

討論は全体として活発であり(「電車の都

合で先に反論させてほしい」などという会員が出てくるというハプニングもあつた)、有意義であつた。ただ、全体会で憲法訴訟について詳細な報告をした渋谷教授についてまったく質問が出なかつたのは、憲法訴訟論研究に従事してきた者としては寂しい限りであり、また、考えさせられるところがあつた。

<公法学会を振り返って>

今回の学会の統一テーマは今般の司法制度改革の動きを意識したものであり、公法学会にしては珍しく(?)タイムリーな企画であつた。ただ、報告の多くは、現在の改革動向に検討を加えるよりも学術的な志向を有するものであつた。園部逸夫・立命館大学客員教授(前最高裁判事)は、第2部会での総括的なコメントとして、「もっと実務家が出席して、実務家と学者とで議論をするようにすべきだ」といった趣旨のことを述べられた。ロースクール構想をめぐって「理論と実務の統合」といったことが叫ばれているが、とかく学者と実務家とが疎遠であつた公法分野において「理論と実務の統合」に向けての努力がなされるべきであり、そのためには公法学会においても、理論的な深化を追求しつつも、より現実と切り結んだ報告(実務家にとっても魅力的な報告)が多数なされるべきであろう。

私自身は、このところ法曹養成制度改革問題(ロースクール問題)に携わつてきていてやや食傷気味であつただけに、「裁判へのアクセス」を報告テーマとすることができたことはたいへん幸運であつた。これはただ気分転換になつたというだけでなく、法曹養成制度改革問題をより広い視点から見直す機会にもなつたと考えている。

(いちかわ・まさと 憲法)

秋季学会報告

一 民科学会報告を終えて -

吉村良一

民主主義科学者協会法律部会（民科）2000年度学会は、11月18～19日、明治大学で開催された。筆者は、19日に行われた全体シンポにおいて、企画委員長として全体のコーディネートを行うとともに、総括報告を担当した。以下、その概要について紹介したい（詳細は、民科会報134号および、機関誌『法の科学』31号（2001年7月発行予定）の特集を参照）。

2000年度全体シンポのテーマは、「日本『社会』と法の『大変動』 - 90年代における『社会』と法の変動をどうとらえるか - 」というものであった。1990年代に入って、規制緩和等の新自由主義的改革、政治改革、行政改革等の様々の「改革」が急速に進行した。同時にこの時期、社会とそこで生活する人々自身の有り様も大きく変容してきている（リストラの進行、階級ないし階層間格差の増大、少子高齢社会の到来、情報化やグローバル化の急速な深化、家族の変貌等々）。このような日本の国家と社会の変化を分析し、それに対してどのような対抗戦略を措定するかは、民主主義法学の存在意義にかかわる重要な課題である。しかし、他方において、「大変動」ともいべき時代状況にあって、これまでの理論的シエマの有効性が問われてきている。そこで、さしあたり、数年をかけて、今日の「大変動」が特徴的に表れていると考えられるいくつかの問題群をとりあげ、それぞれについて、「何がどう変わっているか（変わっていないか）」、「支配の側の戦略の展開と対抗の状況」等を分析し、それらをオーバーラップさせることにより、「大変動」の意味やそれが法理論に投げかけている問題を明らかにし、同時に、民主主義法学の従来の分析枠組みや対抗戦略の意義と限界について議論してみたいと考えたのが企画の趣旨である。そのうち、今年度

は、「社会」の系から「大変動」に迫ることとしたが、これは、次年度において、「国家」ないし「政治」の系からの分析を行い、両者を緩やかに関連させることにより、90年代の「変貌」の全体像に迫るという計画を前提としている。

今回のシンポで取り上げた第一の問題群は、企業を主要なアクターとして繰り広げられている経済活動の有り様に関するものである。以下の2本の報告が行われた。

「1990年代の独占支配と市場・法」
山本晃正会員（鹿児島国際大）

「経済活動のグローバル化と『大変動』」
宮井雅明会員（立命館大）

第二の問題群は、人々の生活の有り様に関するものである。具体的には、「家族」「教育」の二つの問題を取り上げ、以下の二つの報告が行われた。

「家族をめぐる法と社会」
富田哲会員（福島大）

「『教育改革』の展開と法」
竹内俊子会員（広島修道大）

第三の問題群として設定したのは環境問題である。行われた報告は以下の通りである。

「環境問題の変容と法」
山下竜一会員（大阪府大）

これらの報告と、それに関する質疑の後、全体討論に向けて、総括的な問題提起を行うのが、筆者の報告の役割であった。

「総括報告 - 90年代における『変容』をどうとらえるか - 」

この報告では、様々の90年代論を整理した上で、今回、90年代の変化を分析する際の切り口とした「市場」「グローバル化」というキーワードのインプリケーションを検討し、あわせて、民科のこれまでの理論的成果である「企業社会論」と「市民法論」が、90年代の「変容」の中で再検討

を迫られていることを指摘した。報告の内容を詳しく紹介する紙数もないので、以下に、報告の概要を紹介した会報134号の一部を再録しておきたい。

「一 はじめに (略)

二 分析のキーワードとしての「市場」「グローバリゼーション」 (略)

三 九〇年代の「変容」と民科の理論枠組み

(1) 「企業社会論」の射程 九〇年代において「日本的企業社会」は変容したか。この点について、二つの異なる(ように見える)見解がある。すなわち、『講座現代日本』は、企業社会的統合メカニズムの解体を指摘する。これに対し、本間重紀会員(『暴走する資本主義』)は、新自由主義的・新保守主義的戦略によって、特殊日本的な企業社会と企業国家は「自由」の名の下に、かえって拡大強化されつつあるとする。両者の違いは、さしあたりは、企業社会論の広狭二つのレベルの違いとして整理できるようにも思われる。すなわち、広義における企業社会論とは、大企業の市場支配とそれを通じた社会における支配的地位をさし、このレベルでは九〇年代に企業社会はむしろ深化しているとも見られる。しかし、企業社会論は狭義では、企業内における労働者支配を基軸とした特殊な統合メカニズムをさし、このレベルでは企業社会は動揺・解体している。

ここでの課題は、狭義の企業社会の変容は広義のそれをどう変えていくのか、また、企業社会的社会統合がゆらいできているとすれば、それにかわる統合メカニズムはどのようなものか、そしてそのようなメカニズムがどのような意味で大企業の支配を支えうるものとなるかを解明することである。少なくともこの意味では、企業社会論は、九〇年代における変化を踏まえて、再検討される必要がある。さらに、企業社会論が日本の特殊性を明らかにするものであったとすれば、「日本的」企業社会がグローバリゼーションの中でどう変わっていくのかも大きな論点である。

(2) 「市民法論」の意義 九〇年代において、新自由主義と共鳴関係を持ちつつ、市民の自立や自己決定を強調する主張が台頭してきている。そのような市民主義にあっては、しばしば、現実の社会における個人が自立や自己決定の基礎を欠いているという事実が、軽視ないし無視される。その意味で、これらは強い個人の支援なき市民主義といえることができる。それは、一種の虚偽性を有しており、人々を裸のまま(不平等な)競争にさらすことになる。このような動きとは区別されたものとしての「市民法論」をどう構築していくのか、それは果たして市民主義が台頭した九〇年代以降の日本社会において有効な対抗戦略たりうるかが、あらためて問われなければならない。

しかし、市民の自立や自己決定を抽象的に語るのではなく、具体的な問題状況に即し、かつ、自立や自己決定の条件(それが欠けている場合にはそのための支援のあり方)をあわせて検討することによって、(支援なき)市民主義的傾向とは区別された意味での「市民法論」を構築していくことは可能ではないか。自由や自己決定といった価値を基礎においてそれを支える福祉を構想すること、あるいは、生存権や平等を実現する制度に支えられた市民社会を構想することができるのではないか。同時に、市民主義がナショナリズムと結びつくことによって反動化する危険性を帯びている以上、われわれの目指すべき「市民法論」は、グローバリゼーションに対応できるものでなければならない。」

学会を終えた段階での感想は、以下のようなものである。まず第一に、各問題領域における「変化」の内容や特徴、背景等については、ある程度、明らかにすることができたのではないか。特に、第1の問題群においては、グローバル市場の展開の中で独占支配の再編が進んでいる相貌が明らかにされたと考えている。「市場」「グローバリゼーション」というキーワードの意味についても一定程度深められた。しかし、第二に、それらの変化が全体として90年の日本「社会」をど

う変容させてきているかの全体像を描くまでにはいたっていない。その要因としては、問題群の分析をオーバーラップさせるという手法の難しさに加えて、重要な問題群の分析がなお欠落していることがあげられる。特に、労働の分野での変化を取り上げることができなかった点大きい。また、変容の全体像を描くためには国家機能や構造の変化の分析が不可欠であり、この点は次年度の課題となる。第三に、民科の理論枠組みの意義と限界の検証はなお途半ばであり、対抗軸を明らかにし、民主主義的な対抗戦略を構想するという課題については極めて不十分におわってし

まった。ただし、民主的な対抗戦略にとって「グローバリゼーションのガバナンス」という視点が一層明確になったことは成果である。

これらの成果と反省点を踏まえて、2001年度に向けた準備はすでに、小沢隆一会員（静岡大）を責任者として始まっており（「社会的統合の変容と法」「刑事司法による統合の変容と法」「政治的統合の変容と法」を柱に、日本社会の社会的・政治的統合のあり方の変容を分析する予定）、筆者としても引き続き企画の具体化の議論に加わっていきいたいと考えている。

（よしむら・りょういち 民法法）

秋季学会報告

宮井雅明

私は、2000年11月19日に明治大学にて開催された民主主義科学者協会法律部会2000年度学術総会全体シンポジウムにおいて報告の機会を与えられました。全体シンポジウムの共通テーマは「日本『社会』と法の『大変動』」でした。90年代、日本の法は、戦後改革以来かつて無かったほどに急速かつ根本的な変貌を遂げ、この過程は現在も進行中です。この変貌の諸相を日本社会そのものの変容と関連付けながら分析し、民主主義法学の新世紀に向けた課題を展望することが全体シンポジウムの狙いである、と私自身はそのように理解しました。その際の分析の切り口、あるいは、キーワードとして、「市場」と「グローバリゼーション」とが措定されました。私は、山本晃正会員（鹿児島国際大）とともに経済世界の変容を分析することとなりました。山本会員は、「市場」をキーワードとして、国内での独占支配の分析に照らして90年代の産業政策立法・会社法制・独占禁止法制・消費者関係法制の特徴を総括的に分析するよう求められ、私のほうは、「グローバリゼーション」をキーワードとして、国際経済秩序の変容が90年代日本の法と政策にいかなる影響を及ぼしたかを分析する

よう求められました。論題は「経済活動のグローバリゼーションと『大変動』」としました。

この話を引き受けたのは1999年の年末頃だったように記憶していますが、正直言って、問題の大きさに圧倒されて途方に暮れました。いずれにせよ私一人の力で消化できるテーマではなかったので、民科法律部会・商法経済法分科会の皆さんに協力して頂くことになりました。2000年3月の山形県蔵王温泉での民科法律部会春合宿では、商法経済法分科会のみ日程を一日延長し、分科会各メンバーが分担して問題領域毎に資料を作成したうえで、90年代の捉え方について意見交換しました。その後も、7月に名古屋で、9月に由布院（分科会合宿研究会）で、分科会独自に学会報告の内容について議論を重ねました。この間、2ヶ月ぐらいの間隔で学術総会に向けての企画委員会もあり、その都度報告内容を問われるので、準備が大変でした。当初なかなか構想がまとまらず、試行錯誤の連続だったのですが、最終的に自分の立場を固め、まがりなりにも報告全体を貫く筋を見出すことができたのは、分科会での議論のおかげであったと思います。報告そのものより

も、報告のために議論を尽くした時間こそが、自分にとって大きな財産となったように今は思えるのです。

報告の中身については詳述する余裕がありません。ここでは、報告作成過程で難渋したいくつかの論点に言及するにとどめます。

まず、「グローバル化」という言葉で括られる諸現象の性格をいかに捉えるか、という難問がありました。ここをいかにおさえるかによって、報告全体の基調や報告で取り上げる論点が違ってきます。ヒト・モノ・カネ・情報の国境を越えた移動の規模と速度の飛躍的増大を指して「グローバル化」と呼ぶこと、また、90年代の現象としての「グローバル化」の背景に、情報通信技術の飛躍的発展があることについては異論はないと思います。問題は、「グローバル化」を推進した諸要因とその帰結とをいかに整理し、いかに評価するかにありました。乱暴に図式化するならば、一方では、「グローバル化」の主要因として、いわゆる冷戦終焉後のアメリカの覇権維持戦略、それに基づく貿易・資本移動の自由化要求、これに後押しされた多国籍企業の地球規模での活動を強調し、その帰結として、「福祉国家」の崩壊、国家間・国内での貧富の格差拡大、社会分裂を強調する見方があります。他方では、「グローバル化」を、生産力発展の一段階として、あるいは、経済法則として不可避の現象として捉え、(多国籍企業の活動が引き起こす諸矛盾の存在を認めつつも) グローバルな市民社会の物質的基礎として肯定的に評価する見方があります。

私は、分科会での議論を踏まえて、前者の見方に立脚することとしました。もっとも、国境を越えた市民間の連帯や人権概念の普遍化に意義を認めない訳ではありません。ただ、「グローバル化」不可避論を前提とした議論に、危うさといかがわしさがあることを強調したかったのです。他にもない、日本の支配層の論調がまさに「グローバル化」不可避論に立脚しており、そ

の目指すところは、資本にとって魅力ある環境の整備により「グローバル化」の波に乗り遅れないことだとされているのです。これが、具体的には労働法制の規制緩和と労働市場の「柔軟化」、医療・福祉・教育・司法の規制緩和と市場原理の導入など、私たちの暮らしと人権を脅かす諸「改革」に結実しつつある事は言うまでもありません。言葉の定義の問題にすぎないという印象をもたれる方があるかもしれませんが、何に対抗して理論活動を行なうかが問われている以上、言葉にこだわらざるを得なかった訳です。

次に、「グローバル化」が人権保障の観点から制御されるべきだとすれば、その具体的なあり方をいかに構想するか、という難問がありました。また、これと関連して、一般に肯定的に評価されることが多いWTO体制をいかに性格づけ、いかに評価するかという問題がありました。WTO体制に対する評価について言えば、GATT体制の歴史の変遷、ウルグアイ・ラウンドに至る経緯、ウルグアイ・ラウンドの「成果」等に照らして、それが「グローバル化」を後戻りさせないための仕組みと性格づけられることは明らかです。ただ、WTOの成立により国家間の経済紛争の処理が一層司法化され、この分野において「法の支配」が確立されたと評価される点をいかに見るか、という問題がありました。とりあえず報告では、WTO体制における「法の支配」は、アメリカの国内政治の動向に左右されるという意味で脆弱さを依然として抱えていること、そして、その現実の機能は、先進資本主義国間の利害調整と途上国のWTO「体制内化」とを通じて「グローバル化」の後退を防ぐにあること、を指摘するにとどめました。今後実証的に検討すべき課題だと思っております。

さて、いずれにせよWTOや他のブレトンウッズ機関が「グローバル化」を制御する枠組みたり得ないとすれば、これに代るべき国際経済秩序をいかに構想すべきなの

でしょうか。ここまで来ると、私の能力の限界です。短期の資金移動に対する規制提案、NGO・NPOの取り込みを含むWTOやIMF改革の提案、国連やOECDにおける多国籍企業規制の提案、人間志向の開発（発展）論に依拠したUNCTADやUNDPの活動、「福祉国家」のグローバル化を志向するEU内の一部の動き等、注目すべき潮流はあるのですが、専門家でない私には、これらをいちいち分析し評価する能力はありません。報告でも、これらの潮流を列挙するにとどめました。報告後の質疑やコメントでも、この問題の難しさが浮き彫りになったと思います。今後、専門の垣根を越えて、いろいろとご教示願えれば幸いです。

他にも難渋した論点はいくつもあったのですが、もはや詳しく述べる余裕はありません。報告当日、民科法律部会の学術総会のキー・ワードとして、カタカナ文字が用いられるに至ったことに対する感慨の聲が聞かれましたが、そのカタカナ文字と悪戦苦闘した民科会員として皆さんの記憶に残るならば、これ以上の幸せはありません。最後に、民科法律部会・商法経済法分科会の皆さん、とりわけ、病身にもかかわらず毎回議論に参加された本間重紀会員（静岡大）、全体シンポジウムのコーディネーターを務められた本学の吉村良一会員に改めて感謝の意を表したいと思います。

（みやい・まさあき 民事法）

2000年度の日韓共同研究の概要

松宮孝明

一 文部省科学研究費（国際学術研究）の補助を得て1999年度から3ヶ年計画で取り組んでいる日韓共同研究「現代韓国の法・政治構造の転換」の2000年度の概要について、報告する。

二 本年度も昨年度に引き続き、春と秋の2回のシンポジウムを開催した。春のシンポジウムは、6月15日（木）と16日（金）に韓国慶州（キョンジュ）の教育文化会館において、初日は鄭宗燮教授の「韓国の民主化における憲法裁判所と権力統制」と中島茂樹教授の「軍事大国化への途と改憲論の動向」の2本の報告と討論、二日目午前は「日本司法の課題」というテーマの下、葛野尋之教授の「日本の司法改革の行方 - 法曹人口増加と法曹養成制度を中心に -」、松本克美教授の「日本の戦後補償訴訟の現状と課題」の2本の報告と討論、二日目午後は世界化・経済危機における労働法・経済法の変化を中心に、宗剛直助教授の「世界化、経済危機と労働法の変化」、山下眞弘教授の「グローバル化の中の日本の企業再編」、権五乗教授の「韓

国における財閥改革の現況と課題」の3本の報告と討論を行った。その詳細は、すでに本ニューズレター第22号の赤澤史朗教授の「第3回日韓共同研究会参加記」によって紹介されている。

三 秋のシンポジウムは、年末の12月15日（金）に日本の立命館大学で開催された。午前に金昌祿教授の「1900年代初の韓日間の諸条約の『不法性』」と赤澤史朗教授の「戦後日本の戦争責任論の動向」の2本の報告と討論、午後に金性洙教授の「行政手続法と情報公開法の問題点と改善法案 - 協調的法治主義実現のための韓国的実験 -」、呉眞博士の「韓国の女性と法現実 - 法の可能性と限界 -」の2本の報告と討論が予定された。それぞれの報告に対しては、相互に討論者を指定した。韓国側からは鄭宗燮教授と鄭肯植教授、日本側からは岡野八代助教授、安本典夫教授、松本克美教授である。また、学外から、神戸大学助教授の戸塚悦朗氏にもご参加いただいた。そのおかげで討論は白熱し、各報告および討論とも予定時間を大幅に超過するこ

ととなった。

四 なお、2月の20日(火)と21日(水)に、事務局レベルで、これまでの報告の出版に向けた打ち合わせを、韓国慶州で行った。

次年度の報告とあわせて、韓国側の報告とそれに対する日本側のコメントを付して出版する予定である。

(まつみや・たかあき 刑事法)

新たなスタートを目前にして

豊田兼彦

(著者意向により不掲載)

(著者意向により不掲載)

(とよた・かねひこ刑法/大学院法学研究科
博士課程後期課程 3 回生)

旅立ちに際して

奥谷 健

私は、来年度(2001年4月)から島根大学法文学部に専任講師(税財政法担当)として赴任することになりました。このことは7年間学び親しんできた立命館大学を離れることも意味します。そこで、立命館を旅立つこの機会に、私のこれまでの立命館大学での学生生活を振り返らせていただき、今後の研究生活への励みとさせていただきますと思います。

そもそも私は、(近時話題となっている)いわゆる一芸入試によって立命館大学に入学しました。そのような私が大学院に進学し、研究者を目指そうと思ったわけですから、これは自分の能力からは考えられないような大きな挑戦であったといえるかもしれません。さらに私は、現在ドイツ税法と日本の税法を比較しながら勉強していますが、この点にも自分の無謀さを感じる事が多々あります。なぜなら私は、学部生の頃にドイツ語の単位を1度落とし、いわゆる再履修を経てドイツ語の単位を取得したからです。

こうした学生生活を振り返ると、我が身の非力さを顧みず研究者を目指すという選択をしたことを恥ずかしく思うことも多々あります。このような私が税法を学び研究者としての第一歩を歩み始めることができるのも、恩師である三木義一教授をはじめ、多くの先生方、諸先輩方によるご指導、そして多くの学友および学兄諸氏からの叱咤激励があったからだと思います。心よりお礼申し上げます。また、両親による財政面、精神面への援助が大きなものであったことも忘れることができません。この場をお借りして両親にも感謝を記させていただきますと思います。

私の学生生活をもう少し振り返らせていただきます。私は、比較法の対象として主にドイツ法を勉強しているわけではありますが、先ほども述べましたように、その前提となるドイツ語につきましては大きな問題を抱えていました。大学院での講義、とりわけドイツ法に関す

る講義では、先生方、そして先輩方に、本当にご迷惑をおかけしたことと思います。しかしながら、ご指導いただいたおかげで、私もドイツ税法を比較対象とする修士論文を書くことができました。そして大学院博士後期課程への進学を果たすことができたのです。

後期課程への進学後は、日本学術振興会特別研究員に採用されるという幸運に恵まれました。その選考過程におきましても、多くの方々にご指導・ご助力いただきました。その結果、私は経済面での心配をすることなく、勉強に集中できる環境を整えていただくことができました。また、私が早期に修士論文をまとめなおし、公表の機会を得ることができたのは特別研究員に採用されたことに大きく依拠すると思います。ここにも三木教授をはじめとする多くの方々のご支援がありました。

そして、財政面での保障をうけ、今年度の後期にはドイツ・ミュンスター大学における在外研究の機会にも恵まれることになりました。私の学生生活は、図らずしてドイツでの在外研究で幕を閉じることになりました。そこでドイツでの生活についても少し述べさせていただきます。

まずミュンスター大学では税法研究室に迎えていただきました。そして私の活動範囲はこの大学を中心に広がっていきました。ミュンスターという街は、私が大学院に入った年に三木教授が滞在されていた街でもあります。教授はその間に多くの方々と交流を深めておられました。私はその人的なつながりをたどることにより、多くの人を紹介していただくことができました。税務署長のもとを訪問し、税理士会、財政裁判所も訪ねることができました。とりわけ、財政裁判所には特別聴講生として迎えていただき、裁判実務を間近で見る機会を得ました。また弁護士事務所も訪問し、税務訴訟担当弁護士からも訴訟実務についてお話

をうかがう機会を得ることができました。その他にも税に関する機関を数多く訪問することができました。

すべての場所で私は、片言のドイツ語ではありますが、少しでも多くのコミュニケーションをとるように努めました。ドイツ人の方々は、私が言わんとすることを何とか理解してくださり、私の質問や私の興味に対応した話をしてくださいました。本当に多くの興味深い話を聞かせていただき、財政裁判所のように、時には実務の現場に同行させていただくこともありました。そのいずれもが、日本ではできないような実に興味深い経験でした。

もちろんミュンスター大学の講義にも参加しました。企業にまつわる税法の問題を扱った講義でした。話の展開が早く理解できないときもありましたが、語学の勉強にもなりまして、なによりもドイツ税法の体系を学ぶにはとてもいい機会であったと思います。さらに私はドイツの司法試験予備校の授業にも参加する機会を得ました。そこでは、日本と同じようにいわゆるダブルスクールを実行する学生たちと交流しました。この他にも研究室の学生たちとも昼食を一緒に学食でとり、勉強のことだけではなく何気ない日常生活の話をしていました。このような同世代の学生たちとの交流は、私がこの年齢でドイツに来たからこそできたことなのかもしれません。この点でも私は大変幸運であったと思っています。

この他にも、同じくミュンスターで生活をする日本人の方々にも生活面のことでしばしば相談に乗っていただきました。そのおかげでドイツでの半年間は、生活面での不安もなく、充実した半年間になりました。そして私がドイツにいるこの研究期間中にも、やはり三木教授、多くの友人、そして大学内での事務の方々に大変お世話になりました。ドイツでお世話になった方々、そしてその間日本でお世話になった方々に、心より感謝申し上げます。

このように私の学生生活は、本当に多くの皆様に支えられ、非常に大きな幸運に恵まれ

ました。そして学生生活の締めくくりとなる就職につきましても、同じことがいえると思います。まだ後期課程1年目の私が就職のお話をいただいたことはとてもありがたいことです。ここでも三木教授をはじめ、立命館大学、そして島根大学の先生方にもご支援いただきました。感謝申し上げます。

本当に多くの方々を支えられながら、私は学生生活を過ごすことができました。間もなくその学生生活を終え、そして私も4月からは教壇に立つこととなります。私は立命館大学しか大学を知りません。したがって、全く環境の異なる島根大学には、大きな期待と不安をもって参ります。まだまだ本当に未熟な私です。講義や今後の研究には特に大きな不安を抱いております。しかしながら、今後は、これまでとは全く違う環境の中で、今まで以上に勉強・研究に励み、そして教育にも微力ながら貢献したいと思っております。

島根大学では、私は(間違いなく)最年少の教育スタッフとなるでしょう。そこでの研究、教育という活動は、私にとってはじめてのことばかりだと思います。しかしそういった活動には、(なげなしの)若さをもって、ときには学生と同じような視点に立って、一生懸命取り組んでいきたいと思っています。その際には立命館大学での学生生活の中で得た経験がきっと役に立つことでしょう。こうしたかたちで、これまでお世話になった方々のご恩に対して、少しでも報いることができれば幸いです。

改めて、7年間の学生生活を過ごした立命館大学、そしてこの間にお世話になった皆様方(お名前を挙げるができない非礼をお詫びいたしますとともに)、心よりお礼申し上げます。そして、甚だ非力ではありますが、これまで得た経験をもとに、新天地島根大学において、研究に教育に力を尽くさせていただくことを、立命館大学を旅立つ際の、新たな誓いとさせていただきますと思います。

(おくや・たけし 税法)

法学部関連の主な学術交流・研究活動(2001年2月)

- 01年2月1日 公法研究会：安達光治氏「客観的帰属論の展開とその課題」
01年2月13日 公法研究会：豊田兼彦氏「必要的共犯の研究」
01年2月14日 公法研究会：平山幹子氏「不作為犯の研究」
01年2月27日 ジェンダー・スタディーズ研究会：司会 岡野八代氏、
テーマ「私のアイデンティティについての『慰安婦問題』」

法学部部門別定例研究会：法政研究会・公法研究会・民事法研究会・政治学研究会・
刑事法研究会

学術研究プロジェクト：人文科学研究所 / 国際言語文化研究所 /
国際地域研究所 / 衣笠総合研究機構

立命館大学法学部ニューズレター

第24号 (2001年3月)

編集：立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町5-6-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294

<http://www.lex.ritsumei.ac.jp/>